

別記

保安林指定上申書の様式

様式第 1 号

保 安 林 指 定 上 申 書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

森林管理局長 

別添指定調書記載の森林について保安林の指定を適当と認めるので、関係書類を添えて上申する。

添付書類

注意事項

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 版とすること。
- 2 添付した関係書類の名称を列記して付記すること。
- 3 別添の指定調書が 2 以上のときは、別紙様式による保安林指定調書一覧表を添付すること。

別紙 保安林指定調書一覧表

調書 番号	所 在 場 所						指定の 目 的	要指定面積 (実測又は見 込)	備 考
	都道 府県	(市) 郡	(町) 村	大字	字	地番			
								ha	

注意事項

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 版とすること。
- 2 調書ごと別行として調書により各欄に記載すること。
- 3 備考欄には、要指定地に治山事業施行地を含むものについてはその旨を記載すること。

保安林解除上申書の様式

様式第 2 号

保 安 林 解 除 上 申 書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

森林管理局長 印

別添解除調書記載の保安林について、指定の解除を適当と認めるので、関係書類を添えて上申する。

添付書類

注意事項

- 1 保安林指定上申書の注意事項 1、2 と同じ。
- 2 別添の解除調書が 2 以上のときは、別紙様式の保安林解除調書一覧表を添付すること。

別紙 保安林解除調書一覧表

調書 番号	所 在 場 所						解除の 理 由	要解除面積	備 考
	都道 府県	(市) 郡	(町) 村	大字	字	地番			
								ha	

注意事項

- 1 保安林指定調書一覧表の注意事項 1、2 と同じ。
- 2 解除の理由には、転用のための保安林の解除にあつては、当該転用の目的（例えば、「道路敷地」）を記載すること。
- 3 備考欄には、保安林種および転用のための保安林の解除にあつては当該転用の事業主体を記載すること。

保安林指定施業要件変更上申書の様式

様式第 3 号

保安林指定施業要件変更上申書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

森林管理局長 印

別添指定施業要件変更調書記載の保安林について、指定施業要件の変更を適当と認めるので、
関係書類を添えて上申する。

添付書類

注意事項

- 1 保安林指定上申書の注意事項 1、2 と同じ。
- 2 別添の指定施業要件変更調書が 2 以上のときは、別紙様式の保安林指定施業要件変更調書
一覧表を添付すること。

別紙 保安林指定施業要件変更調書一覧表

調書 番号	所 在 場 所						保安林種	変更しよう とする事項	備 考
	都道 府県	(市) 郡	(町) 村	大字	字	地番			

注意事項

- 1 保安林指定調書一覧表の注意事項 1、2 と同じ。
- 2 変更しようとする事項の欄には、当該事項について伐採種または、伐採することができる立木の年齢に関する変更、特例の新設または廃止、間伐の指定の新設または廃止、植栽に関する新設または廃止のそれぞれに区分した場合の当該事項（適宜略記載してもよい）を記載すること。
- 3 備考欄には変更しようとする事項に対応させて当該面積を記載すること。

様式 第4号

附表 国有林野事業のための転用計画

事 項		内 容					
転 用 の 目 的							
事 業 主 体							
事 業 量							
事業の実施期間	全 体						
	保安林部分						
用 地 面 積 (ha)		転用 況 後の用途	現 保安林				計
		計					
用 地 選 定 の 事 由							
用地の転用についての許認可等							
用 地 の 取 得 等							
転用に係る施設等の基準との関係							
要 解 除 面 積 決 定 の 基 礎							
転用 による保安上の影響の検討	保安林の機能の代替施設の設置計画						
	直接生産土砂量 (m ³)						
	残 土 の 処 理 方 法						
	法 面 の 処 理 方 法						
	その他の裸地部分の処理方法						
	水 理 計 算 等						
	主要な排水施設の種類数量等						
	そ の 他 の 保 全 対 策						
結 論							

注意事項

- 1 転用の目的の欄には、国有林野事業の施設の用途（たとえば、「林道敷地」）を記載すること。
- 2 事業主体の欄には、事業主体たる森林管理局または（森林管理局が直轄で经营管理する区域に係るものに限る。）森林管理署又は支署の名称を記載すること。
- 3 事業量の欄には、林道にあっては林道の幅員および延長、建物敷地の場合は敷地造成面積を記載すること。なお、当該事業が保安林外にわたる場合は保安林内外を区分して記載すること。
- 4 事業の実施期間の欄には、事業の用地が保安林外にわたる場合は、全体の事業の実施期間と保安林の部分における実施期間を区分して記載する。
- 5 用地面積の欄には、現況の保安林（国有林野の保安林、官行造林地の保安林、民有林の保安林を区分する。）、保安林以外の森林、宅地等に区分したものと転用後の用途（道路敷地、建物敷地等）とを対応させて記載すること。この場合において面積の単位はhaとし、単位以下2位（未満四捨五入）まで記載すること。
- 6 用地選定の事由の欄には、当該事業の目的または性質等から立地上要求される条件と現地を選定した事由を記載すること。
- 7 用地の転用についての許認可等の欄には、用地を転用するについて必要な法令による許可、認可、承認のほかに通達により承認を要するものについても記載することとし、根拠規定とその手続を要する事項およびその許認可等があった年月日（許認可等が未済なものについては、その手続経過と許認可等の見込み）について記載すること。
該当がない場合は「なし」と記載すること。
- 8 用地の取得等の欄には、事業の用地が国有林野以外の土地を必要とする場合における当該用地の取得状況等を記載すること。事業の用地がすべて国有林野である場合は、その旨を記載すること。
- 9 転用に係る施設等の基準との関係の欄には、転用の目的に係る施設等の規模、その他の条件について法令または通達で基準が定められている場合には、当該法令等の名称および当該基準ならびに当該基準と要解除地の関係を記載すること。
該当がない場合は「なし」と記載すること。
- 10 要解除面積決定の基礎の欄には、要解除区域が転用後の具体的な用途として必要な区域であるかどうかおよびそれ以外のものを含む場合にはそれらを含めた理由および必要性について記載すること。
- 11 保安林の機能の代替施設の設置計画の欄には、当該転用により失なわれると見込まれる保安林の機能の程度およびこれを代替するために行なう施設の種類、位置、規模、数量等を記載すること。
解除面積が小面積その他軽易なもの等の理由でとくに代替施設としては設置しないものにつ

いては、その旨を記載すること。

- 12 直接生産土砂量の欄には、要解除地で行なう切土、盛土の量および残土の量を記載すること。
- 13 残土の処理方法の欄には、残土がある場合に当該残土を処理する場所、方法、容量、安全性について記載すること。
- 14 法面の処理方法は、法面の形状と被覆その他の安全方法について記載すること。
- 15 その他裸地部分の処理方法の欄には、裸地となる部分について表面侵食を防止するために行なう施工の方法を記載すること。
- 16 水理計算等の欄には、水処理のための施設設計において用いた計算式および雨量、流出係数等計算に用いた主要な因子とその妥当性について記載すること。
- 17 主要な排水施設の種類、数量等の欄には、計画されている主要な排水施設について水系統ごとに施設の目的、種類、規模、数量および排水の安全性について記載すること。
- 18 その他の保全対策の欄には、転用による保安上の悪影響を避けるために行なう主要な措置で前記各項以外のものがあれば当該措置および法第25条第1項第4号以下の保安林については当該指定目的の機能を補完するために係る措置について記載すること。
- 19 結論の欄には、記載事項を総括して転用による保安上の影響についての意見を記載する。
- 20 以上の内容を明らかにするため、次により事業計画図、用地計画図および保全計画図を添付すること。

この場合において、内容が単純なものについては、それぞれの図面は1～2葉に作成して差し支えない。

(1) 各図面には、縮尺、方位、凡例を明記すること。

(2) 事業計画図には、次の事項を記載すること。

イ 転用後における用途別の区域

ロ 既設および新設する施設等の位置と種類（新設、既設、改良の別）

(3) 用地計画図には、次の事項を記載すること。

イ 転用に係る区域の現況（保安林、保安林以外の森林、原野、その他の土地の種類ごとに区分する。）、国立公園特別区域、砂防指定地、その他土地利用等に関し法令等による制限を課されている土地の区域

ロ 保安林の級別区域および治山事業等に係る施設の位置

(4) 保全施設計画図には、次の事項を記載すること。

イ 転用後における用途別の区域

ロ 施設等の位置

① 水路の位置、種類、構造および流水の経路

② 切土、盛土等の計画（平面図および断面図）

③ 法面保護工事、擁壁、堰堤等の保全施設